

## 第 1 3 回住民・福祉・教育小委員会（議事概要）

日 時 平成 15 年 3 月 11 日（火） AM9：30～PM0：18

場 所 大宮町ふれあい工房

出席者数 11 人（欠席 3 人）

傍聴者数 3 人

主な議題

- （1）協議第 1 号 19-20 学校教育の取扱い（その 7）
- （2）協議第 2 号 19-11 国民健康保険の取扱い
- （3）協議第 3 号 21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い（その 2）
- （4）協議第 4 号 19-15 保健衛生の取扱い（その 3）
- （5）協議第 5 号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い（その 8）
- （6）次回の議題について
- （7）次回の小委員会の予定

議事経緯

委員長あいさつ

会議成立確認

議事

- （1）協議第 1 号 19-20 学校教育の取扱い（その 7）・・・確認

主な意見

- 委 員 育英事業の中の奨学資金については、弥栄町だけ社会福祉協議会の取扱いだが調整等はできているのか。
- 部 会 現在も、町教委と社会福祉協議会が連絡調整を密に行っており、問題は生じていない。
- 委 員 教科の複数担任制（チームティーチング事業）について、各町配置している人員にばらつきがあるが、新市でもその人数を確保するのか。
- 部 会 いずれも京都府が教員配置を行っているものだが、必要な人数は要望していきたい。
- 委 員 奨学資金の給付事業は新市においても行われるのか。また国際交流など積極的に実施できる調整をお願いしたい。
- 部 会 給付については新市においても行いたいと思っている。
- 委 員 奨学資金の制度については、奨励する意味でももっと説明していただいて、これを活用していけるようお願いしたい。
- 部 会 一層の P R に努めたい。

主な意見

- 委員 丹後町は6町の中で一番低い国保税額となっているが、今後どうなるのか。
- 部会 丹後町については、別の税率で平成19年までにゆるやかに統一していく方向で、残り5町は合併時に統一を考えている。6町それぞれの国保の財政状況を合併時に調整し、税率を定めていく予定である。平成14年度実績でいくと、54,138円というのが6町の平均的な額となる。
- 委員 町により額が違うのは、所得・資産割の率の違いによるものか。
- 部会 国保税は所得にかかるといふことで、被保険者の所得状況が関係してくる。いくら税率を高くしても、所得がなければ税額はあがってこないということになる。また、均等割・平等割といった応益割合は、上げた分だけ入ってくる。したがって、税額が低い町については、率を上げてても所得が低いため、国保税額があがってこないこととなる。
- 委員 高額療養費貸付が、網野町では非常に多いがどうなっているのか。
- 部会 平成13年度の実績となっているが、重症で医療費の高い人が多かったと聞いている。
- 委員 激変緩和措置ということ、段階的に統一される丹後町から他町へ転出すると、税額はどうなるのか。
- 部会 丹後町から出れば他の5町と同じ税率に、また他の5町から丹後町に行けば、そちらの税率となる。賦課、収納など別々に行っていかなければならないが、支障のないように実務を進めたい。
- 委員 保険給付の葬祭費は、なぜ3万円に統一したのか。
- 部会 府内を調べると、5万円のところが21団体、4万円が3団体、3万円が13団体となっている。従来、火葬料との均衡を図って来たこと及び丹後6町では3万円のところが多いためこの案とした。
- 委員 均等・平等割を45～55%に抑える平準化がされていない町の取り組みはどうか。
- 部会 新市になれば絶対にやって行かねばならないことと考え、未実施の3町は15年度実施の方向で予算提案されており、段階的に調整をしながらやっていきたい。
- 委員 応益割を増やすということは、所得があっても無くてもすべての人にかかってくるということになり、平準化にあたり困難が予想されないか。また、丹後町など19年度を目途に段階的にやっていくということだが、具体的にはどうか。
- 部会 合併時に繰越金や基金を持ち寄り、移行期間の医療費の動向を見て国保税額を考えることとなる。低い方に合わせると基金等を早期に食いつぶしてしまい、何年間か後にすぐ値上げという結果を招くため、この手法はとりにくい。
- 事務局 14年度の状況をもとに、六町全体の平均を54,138円と試算しているが、これを町別に適用すると、49,000円程度となり、実際の引き上げ幅が大幅に圧縮されて

いる。また、試算した国保税額は基金からの繰り入れを想定しており、値上がりを防ぐため基金を6年程度で全て取り崩す前提となっている。しかし、将来の財政状況はわからないので、現時点での予定数字である。

委員長 継続協議とする。

(3) 協議第3号 21-16 戸籍、住民登録事務の取扱い(その2)・・・確認

主な意見 特になし

(4) 協議第4号 19-15 保健衛生の取扱い(その3)・・・確認

主な意見

委員 新市における健康診査などで、自己負担金を徴収しないという調整だが、部会の中での意見にはどんなものがあったのか。

部会 自分の健康チェックは自分の意志でやるということから、自己負担もやむなしという意見もあったが、多くの人に受診していただくということで無料となった。

(5) 協議第5号 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その8)・・・確認

主な意見

委員 暮らしの資金貸付事業における滞納金の整理についてどう考えているか。

部会 税を財源として貸し付けているもので、貸したものは返してもらわねばならず、平成15年度で回収に力を入れ、持ち越さない方向で努力することになっている。

委員 調整結果に「一元化に調整の上、新市に移行する」とあるが、一元化に調整されたものはこの場に提案されないのか。

部会 福祉・民生関係では、新市が発足してから調整するものと新市が発足するまでに調整を要するものがあり、新市移行と同時に実施できる制度をそれまでに作るということにしている。

委員 議会の議決を得るまでに、調整結果は出てくるのか。

部会 調整結果については、こういう基本線で一元化するというので、今後作業をやらせていただきたいということを出している。

事務局 住民の生活にかかわるものは全て提案し、方向性等について協議願うということで提案をしているが、ここに出ているものは現在の国の制度に基づくもので、国の制度が変われば町の実施がなくなったり変更するものが出てくるなど、移行時までに国等の動向を見定める必要があるということもご理解いただきたい。

委員 介護用品の貸出し事業については、介護保険制度の趣旨に反するというので廃止という調整となっているがどういうことか。

部会 介護保険制度の中では、一部負担をして給付もしくはレンタルということになっ

ており、両制度が混在すると不公平になるため整理を考えている。

(6) 次回の議題について

協定項目の協議について

(7) 次回の小委員会の予定

第14回住民・福祉・教育小委員会

日 時 平成15年4月10日(木)午前9時30分～

場 所 弥栄町役場

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局  
(速報のため、事後修正の可能性あり)